

議案第 1 1 号

新座市子ども医療費支給に関する条例の一部を改正する条例

新座市子ども医療費支給に関する条例（昭和48年新座市条例第34号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 「保護者」とは、親権を行う者、未成年後見人その他の者で、市内に住所を有し子どもを現に監護する<u>主たる生計維持者</u>をいう。</p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) 「一部負担金等」とは、子どもに係る医療費のうち、国民健康保険法による被保険者又は社会保険各法による被保険者、組合員若しくは加入者（被保険者、組合員又は加入者であつた者を含む。）が、国民健康保険法又は社会保険各法の規定により負担すべき額及び他の法令の規定による医療給付があつたときの負担すべき額から法令又はそれに準じる規定による給付の額、付加給付の額及び食事療養標準負担額を控除した額をいう。</p> <p>（支給対象）</p> <p>第3条 この条例に定める医療費の支給の対象とする者は、国民健康保険法による被保険者又は社会保険各法による被扶養者である子ども（以下「対象の子ども」という。）の保護者とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者の保護者を除く。</p>	<p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 「保護者」とは、親権を行う者、未成年後見人その他の者で、市内に住所を有し子どもを現に監護する<u>もの</u>をいう。</p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) 「一部負担金等」とは、子どもに係る医療費（<u>満15歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した子どもにあつては、入院に係る医療費に限る。</u>）のうち、国民健康保険法による被保険者又は社会保険各法による被保険者、組合員若しくは加入者（被保険者、組合員又は加入者であつた者を含む。）が、国民健康保険法又は社会保険各法の規定により負担すべき額及び他の法令の規定による医療給付があつたときの負担すべき額から法令又はそれに準じる規定による給付の額、付加給付の額及び食事療養標準負担額を控除した額をいう。</p> <p>（支給対象）</p> <p>第3条 この条例に定める医療費の支給の対象とする者は、国民健康保険法による被保険者又は社会保険各法による被扶養者である子ども（以下「対象の子ども」という。）の保護者とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者の保護者を除く。</p>

(1)～(5) [略]

(6) 他の地方公共団体が実施する医療費支給事業により医療費の支給を受けることができる者

2 前項本文の規定にかかわらず、対象のこどもがその主たる生計維持者である親権を行う者、未成年後見人その他の者と同居していない場合であって市長が必要と認めるときは、当該対象のこどもと同居し、現に監護する親権を行う者、未成年後見人その他の者を保護者とみなし、この条例に定める医療費の支給の対象とすることができる。

(1)～(5) [略]

## 附 則

- 1 この条例は、令和6年7月1日から施行する。ただし、第2条第2号の改正規定、第3条第1項に1号を加える改正規定及び同条に1項を加える改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の新座市こども医療費支給に関する条例第2条第4号の規定は、この条例の施行の日以後に受けた医療に係る医療費について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費については、なお従前の例による。

令和6年2月28日提出

新座市長 並 木 傑

## 提 案 理 由

満15歳に達する日以後の最初の3月31日を経過したこどもの通院に係る医療費を支給するとともに、所要の規定の整備を図りたいので、この案を提出するものである。